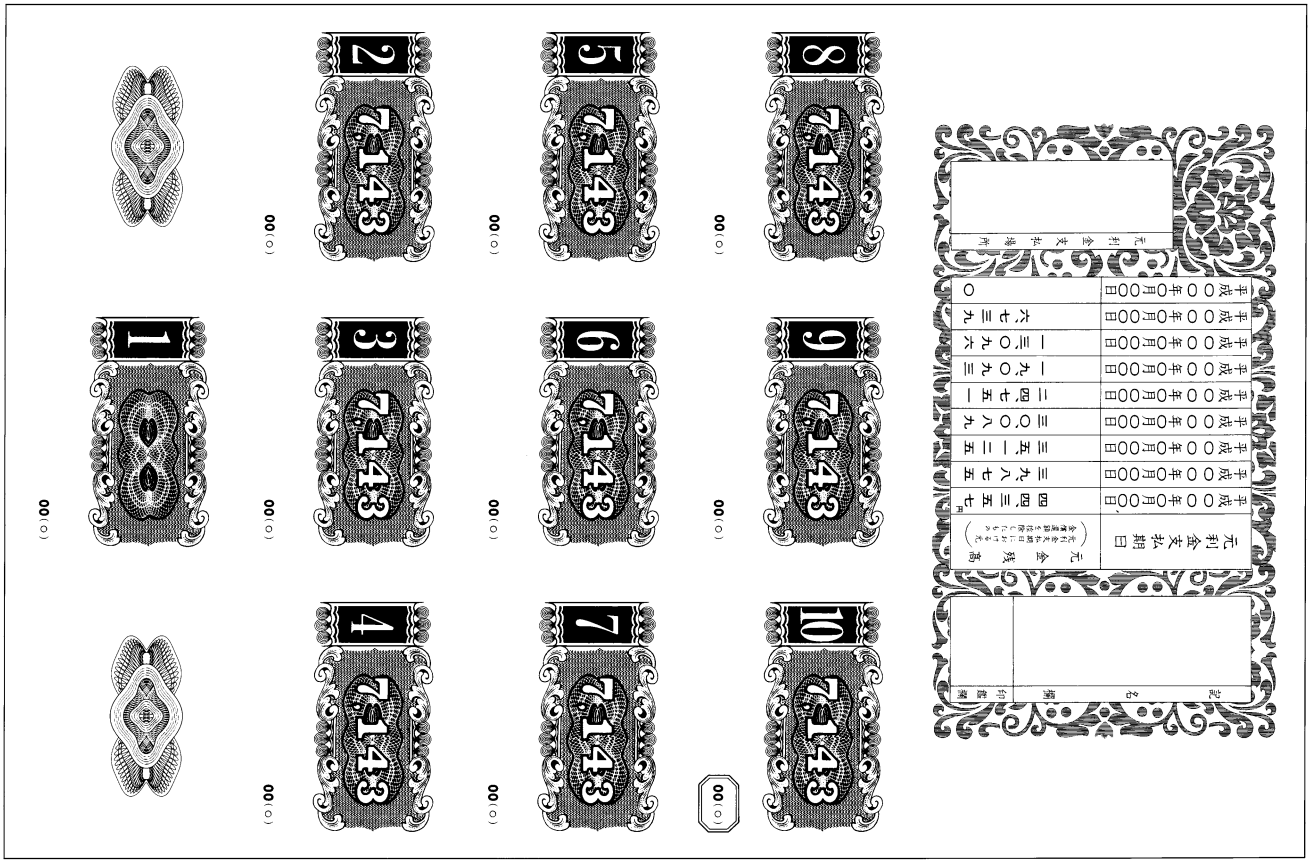


○財務省告示第百号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第三項及び第四項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件（昭和五十年七月大蔵省告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

別表財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

○財務省告示第百一号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第五号の規定に基づき、日本赤十字社が平成二十三年四月一日から同年九月三十日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄、採血受入機関の整備及び救急医療体制の整備に充てるための寄附金

○財務省告示第百二号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第二条第二項の規定に基づき、登記印紙の形式を定める件（昭和六十年六月大蔵省告示第七十九号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

○財務省告示第百五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項後段の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の輸入額等が限度額等の五分の一を超えることとなった特恵受益国等、特定特恵鉱工業産品等及び月を次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

ただし、この告示による廃止前の登記印紙の形式を定める件は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第三百八十二条及び特別会計に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第四十八号）附則第二条に定める間、なお効力を有する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

○財務省告示第百三号

株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）第六条第二号の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫による小口の教育資金の貸付けに係る教育施設の基準等を定める件（平成二十年九月財務省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

第五条第三号の次に次のように加える。

四　前三号に掲げる場合のほか、特に考慮すべき場合として株式会社日本政策金融公庫が主務大臣の承認を受けて定める場合に該当すること。

○財務省告示第百四号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所を次のとおり告示し、平成二十三年四月一日から適用する。なお、財務省の行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び帳簿の閲覧所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十六号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省庁舎情報公開窓口内